

事業計画（福島県相馬市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	9 地区海岸
被災した地区海岸数	9 地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	4 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	9 地区海岸

② 堤防高

10月8日に堤防高を公表*。

新地海岸・相馬海岸① : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

相馬海岸② : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

鹿島海岸 : T.P. 7.2m (対象: 高潮)

* 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、平成23年12月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、集団防災移転、防災林等の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 平成23年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、平成23年12月までに復旧する施設の概要計画を策定*¹した。

・3地区海岸において、本復旧工事に着工*²した。

*¹ 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

*² 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ 平成24年度の成果目標

・8地区海岸において、本復旧工事の着工*を目指す。

* 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。なお、上記目標には平成23年度に着工した地区海岸を含む。

⑥ その他

- ・ 地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・ 復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

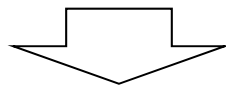
市町村	地区海岸名	堤防護岸延長 (m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急 対策	復旧の予定						H23予算での 実施内容	H24年度の 実施内容等	その他の場合に詳細を記 載	
				被災前 現況高 (m)	被災後 復旧高 (m)		概要計画 策定	詳細計画 策定	左記の 実施状況	工事 着工	左記の 実施状況	工事 完了				左記の 実施状況
相馬市	古磯部	137	護岸、消波堤	崖	4.00	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	・本工事(ブロック製 作)	本工事	
相馬市	蒲庭	282	堤防、護岸、消波堤	浜海岸4.5 崖海岸3.0	①浜海岸 7.2 ②崖海岸 部3.0	—	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	・本工事(ブロック製 作)	本工事	
相馬市	北海老	1,242	堤防、離岸堤、消波工、防潮樋	6.20	7.20	完了	H23.10	H23.11	策定済み	H24.1	着工済み	H26.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収 ・本工事	本工事	
相馬市	松川浦漁港 尾浜	635	護岸、消波堤	5.34	7.20	—	H23.11	H24.9	策定中	H24.9	着工予定	H27.12	完了予定	・用地調査	本工事	
相馬市	松川浦漁港 松川大洲	1,633	堤防、護岸、消波堤	5.46	7.20	完了	H23.12	H24.9	策定中	H24.9	着工予定	H27.12	完了予定	・応急復旧 ・用地調査	本工事	
相馬市	大浜	5,211	堤防、護岸、消波堤、離岸堤	6.20	7.20	完了	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事	
相馬市	古磯部	497	堤防、消波堤	6.20	7.20	完了	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H28.3	完了予定	・応急復旧 ・用地買収	・本工事	
相馬市	蒲庭	187	堤防、消波堤	6.20	7.20	—	H23.10	H24.第1 四半期	策定中	H24.第3 四半期	着工予定	H26.3	完了予定	・用地買収	・本工事	
相馬市	相馬港 原釜	1,206	離岸堤、護岸、堤防、消波堤、	5.34	7.20	—	H23.11	H24.9	策定中	H25.7	着工予定	H27.12	完了予定	・用地調査	背後の復興計画の策定・調整 等	

福島県沿岸の地域海岸分割図

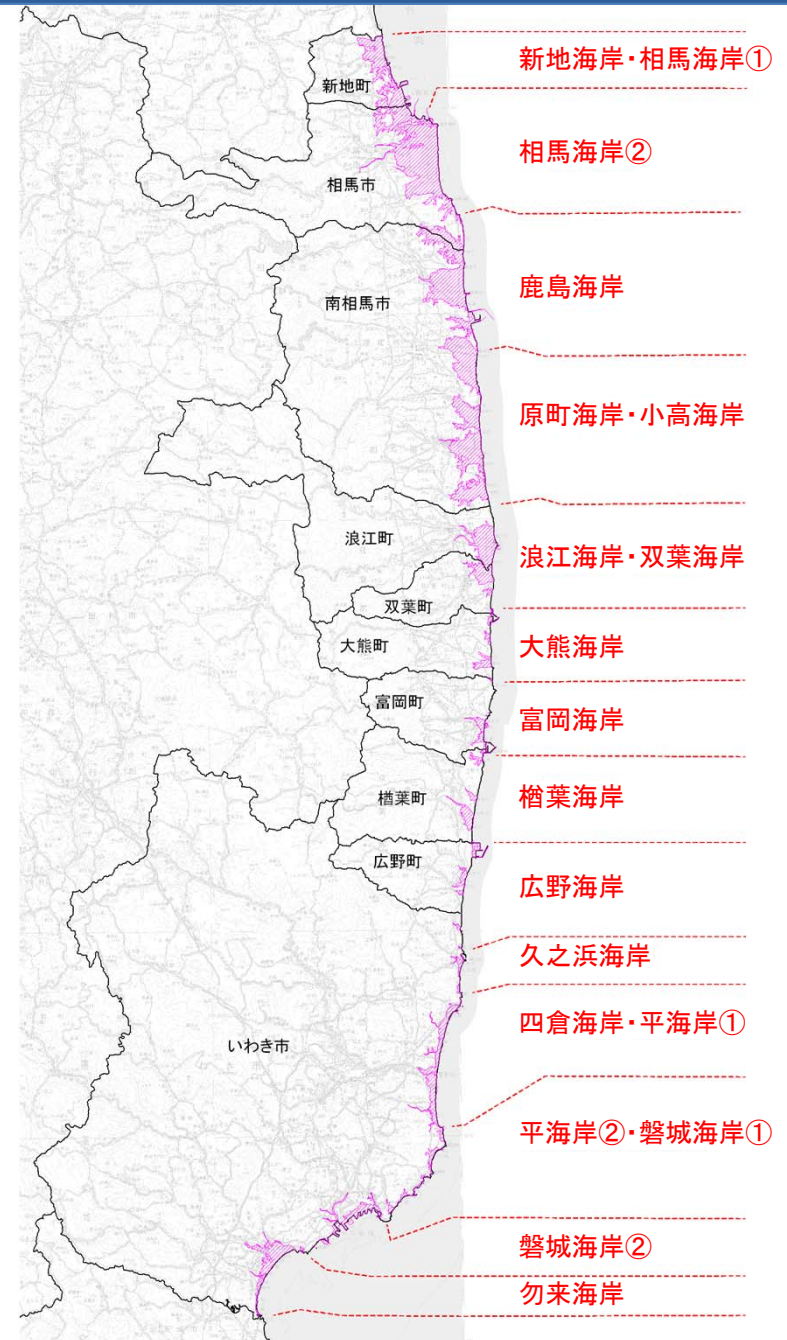
《福島県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 岩崖・岬、湾の形状、海岸線の向き等の自然条件から設定
- 2) 東北地方太平洋沖地震津波の浸水範囲から、連続した浸水範囲を同一の地域海岸として設定



福島県沿岸を14の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県・市町村管理区間】

- ① 2級水系日下石川水系など^{※1}の県管理区間では、全箇所^{※2}の災害査定を完了し、16箇所^{※2}で災害復旧事業を予定。

本復旧については、平成23年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った3箇所^{※2}で着手。うち、2箇所^{※2}で完了。

なお、相馬市の市管理区間では、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の該当事業はない。

- ② 平成24年度に、新たに3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計6箇所^{※2}）。

また、平成24年度内に3箇所^{※2}（累計5箇所^{※2}）で本復旧完了予定。

残る箇所についても、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

併せて、堤防において液状化のおそれがある箇所については対策を実施。

- ③ 平成23年度における成果

- ・ 全箇所（16箇所^{※2}）で災害査定を完了
- ・ 3箇所^{※2}で本復旧に着手
- ・ 2箇所^{※2}で本復旧を完了

- ④ 平成24年度の成果目標

- ・ 新たに、3箇所^{※2}で本復旧に着手予定（累計6箇所^{※2}）。
- ・ 本復旧の完了予定は、以下の通り
平成24年度末まで ： 3箇所（累計5箇所^{※2}）

※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画 参考図面 河川 相馬市



相馬市

【県管理河川】

3水系 4河川 12箇所

(二) 宇多川水系 1河川 5箇所

(二) 小泉川水系 1河川 1箇所

(二) 日下石川水系 2河川 6箇所

凡 例	
	1級河川 (直轄区間)
	1級河川
	2級河川
	統制局
	監視局
	雨量局 (福島県)
	雨量局 (建設省)
	水位局 (建設省)
	水位局 (建設省)
	中継局

3. 下水道

- ① 箇所名：相馬市下水処理場（※位置図を参照）
- ② 平成23年度における成果
平成23年11月に、一部通常処理を開始。
- ③ 平成24年度の成果目標
平成24年6月までに、全て簡易処理（沈殿＋消毒）から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により 1,270ha の農地及び排水機場等の基幹的農業用施設に甚大な被害

② 施設の復旧

○ 応急復旧状況

古磯部第二排水機場、八沢排水機場等の基幹的排水施設について実施済み。

○ 本格的な復旧

復興計画を踏まえて着手し、概ね5年以内の完了を目指す。

③ 農地の復旧

復興計画等に基づく各種工程と調整を図りながら、早期の復旧を目指す。

○ 平成24年度から営農が可能な農地 約130ha

○ 平成25年度からの営農再開を目指す農地 約500ha

○ 平成26年度からの営農再開を目指す農地 約640ha

現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。

④ 区画整理等検討状況

和田地区等において、大区画化等の区画整理が検討されているところ。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 昼小屋、大洲、十二本松
- ② 海岸防災林の防潮工 5,110m、林帯 88h a が被災。
- ③ 今年度中に、相馬市復興計画策定等の議論を踏まえ、今後の再生方針を決定。今年度中に、防潮工及び林帯地盤の復旧に着手し、概ね5年での完了を目指す。
- ④ 樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね10年での完了を目指す。

(保全対象：市道松川浦公園線、集落（岩ノ子）、農地等)

- ① 箇所名：大洲（国有林）
- ② 海岸防災林の林帯 50ha が被災。
- ③ 被災した林帯及び防潮工については、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、必要な構造設計等の後、着工予定。
- ④ 防潮工の復旧及び盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね5年で完了させ、苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね10年で完了を目指す。

(保全対象：市道大洲松川浦線、農地、梅川集落等)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 漁港

① 被害状況

漁港数：1 漁港

被災漁港数：1 漁港

② スケジュール

相馬市内の松川浦漁港において、平成23年度末時点で、潮位によっては、岸壁の使用が可能となっている。

今後、漁港間での機能集約と役割分担の取組みを図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保すべく、平成25年度中に漁港施設の復旧の完了を目指す。

7. 復興住宅（災害公営住宅等）

- ① 地区名：馬場野、明神前、原釜、磯部、細田
- ② 平成 23 年度から用地の選定や整備手法等、災害公営住宅の整備に向けた準備を進めており、東日本大震災復興交付金を活用し、用地の取得造成や調査設計等に順次着手していく予定。
- ③ 平成 24 年度の成果目標
用地取得、設計、工事を順次行う。

8. 復興まちづくり

(1) 防災集団移転促進事業

① 集団移転促進事業計画の策定済地区：なし

集団移転促進事業計画の策定準備中地区：細田地区外7地区

② 東日本大震災復興交付金を活用して、平成23年度から集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始。集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手。

③ 平成24年度の成果目標

集団移転促進事業計画の案の作成のための測量・設計等を行う。また、事業化に向けた準備が整った地区については、用地取得等を行う。

(注) 集団移転促進事業計画の策定済地区とは、集団移転促進事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区、又は復興整備計画協議会で復興整備計画に記載しようとする集団移転促進事業に関する事項について、国土交通大臣の同意を得た地区をいう。

(2) 学校施設等

① 幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

〈相馬市立学校〉

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助金に申請済みの7校について、以下のとおり早期の復旧を目指す。

○ 比較的軽微な被害に留まる5校のうち3校については平成23年度において復旧を完了した。また、残りの2校については平成23年度からの事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

○ 甚大な被害を受けた大野小学校校舎については、本格復旧までの間、応急仮設校舎を設置し、平成23年度からの事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。また同じく甚大な被害を受けた桜丘小学校体育館については、本格復旧までの間、近隣にある市営体育施設を利用しつつ、本格復旧に向けて平成23年度からの事業着手、平成25年度内の復旧完了を目標とする。

【校庭の土壌処理】

校庭の空間線量率が毎時 $1\mu\text{Sv}$ 以上の市立学校2校については、平成23年6月末

までに表土除去が完了した。

<県立学校>

相馬市に所在する県立学校で、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請し、または申請予定の3校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる相馬高校は、平成23年9月まで復旧完了した。
- 相馬東高校については、地盤沈下等により甚大な被害を受けたが、比較的小規模な被害箇所については平成23年度内に復旧完了した。被害が甚大な箇所については、平成24年度内の完了を目指す。
- 相馬養護学校については、作業室棟が甚大な被害を受けているが、その他比較的小規模な被害箇所については平成23年7月までに復旧完了した。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請している幼稚園1園については、比較的軽微な被害のため、復旧は完了している。

② 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<相馬市立社会教育施設>

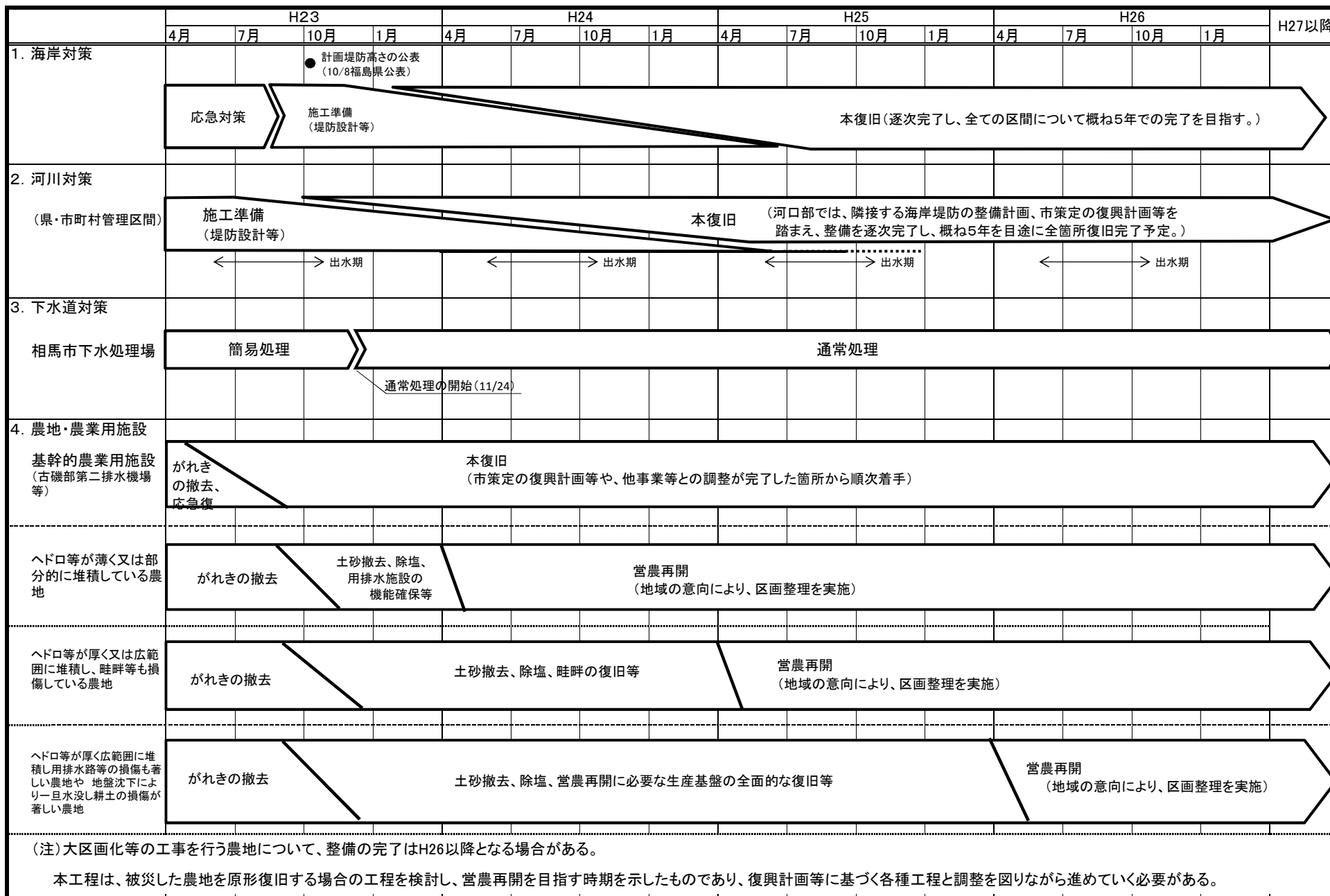
東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請または申請予定の6施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる5施設については、平成23年度において復旧を完了した。
- 津波被害を受け、移転も含めた総合的な検討が必要となる磯部公民館については、平成24年9月までに相馬市の策定計画に盛り込むと同時に復旧場所を確定させ、平成26年3月までの復旧完了を目標とする。

9. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波により膨大な量（254 千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年 8 月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物の仮置場への移動は平成 24 年 3 月までにほぼ完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成 24 年 12 月までを目途に完了させる。
なお、損壊した公物についても平成 24 年 12 月までに解体する。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成 26 年 3 月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(福島県相馬市)



	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 海岸防災林 (鹿島区他)	<p>今年中に再生方針を決定</p> <p>防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧 (概ね5年で完了) → 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施 (全体の復旧を概ね10年で完了)</p>																
6. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網 (1) 漁港	<p>25年度末までに漁港施設の復旧の完了を目指す</p>																
7. 復興住宅(災害公営住宅等)	<p>住宅復興計画の策定</p> <p>具体的な計画が決まったものから順次、用地取得、設計、工事着手、管理開</p>																
8. 復興まちづくり																	
(1) 防災集団移転・区画整理等 (防災集団移転)	<p>集団移転促進事業計画案作成に向けた調査を開始 集団移転促進事業計画の策定、住民の合意形成等の事業化に向けた準備が整った地区において事業に着手</p>																
(2) 学校施設等																	
○幼稚園・小中高等学校等																	
<市立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	<p>校舎等の本格復旧</p>																
甚大な被害を受けた学校の復旧	<p>大野小学校 応急仮設校舎の設置</p> <p>校舎の本格復旧</p>																
	<p>桜丘小学校</p> <p>体育館の本格復旧</p>																

	H23				H24				H25				H26				H27以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
校庭、園庭の土壌処理事業	校庭の土壌処理																
<県立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の復旧																
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎の建設		校舎等の本格復旧														
<私立学校>																	
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧																
公立社会教育施設 <市立社会教育施設>																	
比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	施設の本格復旧																
甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	磯部公民館 施設の本格復旧																
9. 災害廃棄物の処理	(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)																
	(その他の災害廃棄物)																
	(中間処理・最終処分)								(木くず、コンクリートくずの再生利用)								